

## 精華町農業委員会会議録

1、開会の日時

令和4年7月5日午後1時30分

2、開会の場所

役場庁舎6階審議会室

3、出席した農業委員は次のとおりです。

1番 井澤 茂治	4番 森本 豊
5番 藤村 絹子	7番 草嶋 邦子
8番 山本 千恵子	9番 井上 和也
10番 田中 安弘	11番 森島 隆詞
15番 山本 功	16番 杉嶋 秀美
17番 新司 吉行	18番 岩井 三郎
19番 太田 廣之	

4、欠席した農業委員は次のとおりです。

3番 松尾 清敏

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

2番 野秋 博史	6番 中川 茂成
13番 中村 正	14番 田中 吉照

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

12番 米澤 貞幸

事務局 森山 賢一  
山口 健司  
植山 さゆみ

7、議案

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	令和4年度農用地利用集積計画（第3次）の決定について
報告第1号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第2号	田から畑への変更計画届について

8、署名委員

4番 森本 豊	7番 草嶋 邦子
---------	----------

9、閉会の日時

令和4年7月5日午後2時30分

## 審議の経過

議長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和4年第7回農業委員会総会を開催させていただきます。

ただいまの出席委員は14名中13名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第27条3項により、総会が成立していることを報告します。

また、農地利用最適化推進委員は、5名中4名の方に出席いただいております。

さて、委員の皆様には、暑さが厳しい中、田植え後の管理等でお忙しい日々を送っておられるところかと存じますが、農業委員会総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

当委員会といたしましては、引き続き感染予防対策を強化する中で、今回の総会を開催することといたしましたので、何とぞよろしく願いいたします。

本日の署名委員は、4番森本豊委員、7番草嶋邦子委員のお二人にお願いします。

それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。  
事務局より議案の提案及び説明をお願いします。

事務局 それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。  
1ページをお開きください。1番でございます。

### 【 提案説明 】

場所については2ページの地図のとおりです。

本件については、令和4年1月総会において、議案第3号として、農地法第5条第1項の規定により、露天駐車場として転用された際の残地を、贈与により取得されるものです。

譲受人は営農地のすべてを耕作されており、農機具の所有状況、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。

また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがって、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

以上、よろしく申し上げます。

議長 この件については、地区担当委員の草嶋委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

草嶋 7番、草嶋です。

この案件につきまして、6月25日に杉嶋委員及び山口担当局長補佐と申請のありました現地を確認しました。

現地は事務局からの説明どおり、駐車場として転用された土地の残地で、隣接する田の所有・耕作者が親戚の方でもあることから今回贈与されるものです。

譲受人は引き続き農地として利用される計画で、地元担当委員としては特に問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長            ありがとうございます。  
それでは本件の議案について、審議をお願いいたします。

議 長            何かご質問等ございませんか。

議 長            異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。  
よろしいでしょうか。

議 長            それでは、本件の許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長            ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第1号については、許可することに決定いたします。

議 長            次に議案第2号、令和4年度農用地利用集積計画（第3次）の決定について、を議題とします。

議 長            まず1番について、事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局           それでは3ページをお開きください。

議案第2号令和4年農用地利用集積計画（第3次）の決定について、精華町長より、農用地利用集積計画の提出があったので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求める。

4ページをお開きください。1番でございます。

【 提案説明 】

場所については7ページの地図のとおりです。

以上の1番につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長            それでは本議案の1番について、審議をお願いいたします。

議 長            何かご質問等ございませんか。

議 長            異議がないようですので、本議案の1番に対して採決をとらせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

議 長 それでは、1番の計画決定に賛成の方の挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第2号の1番についての計画は議案どおり決定いたします。

議 長 続きまして2番ですが、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）により、井澤委員は審議を行う間、退席いただきますようお願いいたします。

議 長 それでは事務局から、2番の議案の提案及び説明を願います。

事務局 4ページをお開きください。2番でございます。

【 提案説明 】

引き続き5ページをお開きください。

【 提案説明 】

場所については9ページ及び10ページの地図のとおりです。

9ページについては、北から順に番号を振らせていただいております。

以上の2番につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 それでは本議案の2番について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本議案の2番に対して採決をとらせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

議 長 それでは、2番の計画決定に賛成の方の挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第2号の2番についての計画は議案どおり決定いたします。

井澤委員が着席するまでしばらくお待ちください。

議 長 井澤委員にお伝えします。議案第2号の2番の計画は議案どおり決定いたしました。

議 長 次に、報告第1号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、を報告し

ます。

事務局より報告願います。

事務局 1 1 ページをお開きください。それでは報告第 1 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、でございます。1 番でございます。

【 内容報告 】

場所については 1 2 ページの地図のとおりです。市街化区域である光台六丁目の住宅街にある農地での個人住宅建築への転用となります。

以上で報告を終わります。

議 長 専決処理しました件ですが、何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第 1 号を終わります。

議 長 続きまして、報告第 2 号、田から畑への変更計画届について、を報告します。  
事務局より報告願います。

事務局 1 3 ページをお開きください。それでは報告第 2 号、田から畑への変更計画届について、でございます。1 番でございます。

【 内容報告 】

場所については 1 4 ページの地図のとおりです。

本件は、令和 4 年 1 月総会において、報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出」として、申請人が関係する使用貸借による一般個人住宅建築がございましたが、その建築に伴い、北側に隣接する田を畑に変更し露地野菜を栽培するため、今般、届出があったものでございます。

以上で報告を終わります。

議 長 何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第 2 号を終わります。  
議案書につきましては、以上でございます。

< その他 >

議 長 それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。

8 月 5 日金曜日午後 1 時 3 0 分からの開催としたいと思いますが、皆様のご都合はいかがでしょうか。

それでは、次回の総会を 8 月 5 日金曜日午後 1 時 3 0 分からと決定いたします。  
後日、開催については文書で通知いたしますので、よろしく願いいたします。

これをもって、本日の予定しておりました議事はすべて終了いたしました。  
委員の皆さん、長時間にわたり、慎重な審議をいただき、また議事進行にご協力を賜  
りありがとうございました。  
これをもちまして、総会を閉会させていただきます。

時に午後2時30分